

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 8283-1（以下、第1部）の規定による。） 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.101 箇条13 13.103 箇条16 16.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 寸法及び適合性 9.101 保持装置 標準化された機器用カプラーの場合、プラグコネクタ又は機器用インレットにコネクタを保持する装置は、関連スタンダードシートに適合しなければならない。 箇条13 構造 13.103 差込み状態にないときの水の浸入に対する保護用のカバー 標準化された機器用カプラーのカバーは、自閉式とし、コネクタ又は機器用アウトレットに確実に固定しなければならない。 箇条16 コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きに必要な力 16.101 保持装置の検証	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					差し込んだときにアクセサリが偶然に外れることがないようにする保持装置を設けなければならない。保持装置は正しく機能しなければならない。コネクタの差込み及び引抜きと保持装置の操作とが両手で容易にできなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条11	箇条11 接地の装備（第1部の規定による。） 保護接地極（コンタクト又はピン）をもつ機器用カプラーは、保護接地極を最初に接続し、他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.102	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.102 小売販売の説明書 規定するコードを用いる場合、アクセサリに取り付けるコードの色は黒、緑、白又は茶色としないことが望ましい旨を勧告しなければならない。説明用のシートには、プラグコネクタは機器に接続しなければならないこと、また、コネクタは商用電源側に接続しなければならないことを明言する情報を含めなければならない、等。	
第 四 条	供用期間中における安全機	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造	■該当 □非該当	箇条13	箇条13 構造（第1部の規定による。） 機器用カプラーの金属部は、腐食によって電氣的及び機械	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	能の維持	であるものとする。		<p>箇条17</p> <p>箇条19</p> <p>箇条20</p> <p>箇条22</p>	<p>的特性に関する安全性を損なわないように設計しなければならない。</p> <p>接地極と接地用端子との間の接続は、耐腐食性をもつ金属でなければならない。</p> <p>箇条17 コンタクトの動作（第1部の規定による。）</p> <p>コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、十分な接触圧をもち、通常の使用状態で劣化するおそれがあるてはならない。</p> <p>箇条19 開閉性能（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラーは、規定の開閉試験後、その後の使用を妨げるような損傷があつてはならない。</p> <p>箇条20 通常操作（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラーは、通常の使用状態において起こり得る機械的、電氣的及び熱的応力に対し、過度な摩耗などの有害な影響を受けることなく、これに耐えるものでなければならない。</p> <p>箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。）</p> <p>規定の屈曲試験中、試験電流が流れなくなったり、導体間に短絡が生じてはならない。</p> <p>屈曲試験後、試料にこの規格の要求事項を満たさなくなる損傷があつてはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 箇条25 箇条28	<p>コードガードがある場合は、それが本体から離脱したり、コードの絶縁体が摩耗したり、擦り切れたりしてはならない。</p> <p>箇条24 耐熱性及び耐劣化性（第1部の規定による。） エラストマ性又は熱可塑性の材料のコネクタ及びプラグ コネクタは、劣化に対する十分な耐性をもたなければならない。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部（第1部の規定による。） 端子とその他の部品との結合部は、通常の使用状態で緩まないように設計しなければならない。</p> <p>通電ピン、通電コンタクト、接地ピン及び接地コンタクトは、機器用カプラーの中で発生する状態の下で、十分な耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。</p> <p>箇条28 耐腐食性（第1部の規定による。） 鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。</p>	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.101	<p>第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条13 構造</p> <p>13.101 差込み状態における水の浸入に対する保護</p> <p>機器用カプラーの互いの部分が完全な差込み状態にある場合に、機器用カプラーは水の浸入に対する必要な保護等級</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.102	を確実にするための手段を組み込まなければならない。 13.102 差込み状態にないときの水の浸入に対する保護コネクタ又はプラグコネクタは、通常の使用のためにコードを取り付けてあって、対応するアクセサリと差込み状態にない場合、規定の要求に適合しなければならない。	
				13.103	13.103 差込み状態にないときの水の浸入に対する保護用のカバー コネクタ及び機器用アウトレットは、対応するアクセサリと差込み状態にないときに、湿気に対する必要な保護等級を達成するためにカバーを装備しなければならない。	
				13.104	13.104 一体形機器用カプラーの水の浸入に対する保護機器と一体化した又は機器に組み込んだ機器用インレット及び機器用アウトレットは、機器の表面から端子又は終端まで、水の浸入に対する必要な保護等級を確実にする手段を組み込まなければならない。	
				箇条14	箇条14 耐湿性	
				14.101	14.101 アクセサリは、IPX1以上の保護等級を備えなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	構造13	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				<p>箇条22</p> <p>箇条23</p>	<p>の接地ピンとコネクタ又は機器用アウトレットの通電コンタクトとの間で、偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。</p> <p>コード交換形アクセサリの端子及びコード非交換形アクセサリの終端は、アクセサリ内の導体の外れた素線によって感電の危険が生じないように配置又は遮蔽しなければならない。</p> <p>充電用端子に接続した導体の自由な素線は、あらゆる可触金属部に接触せず、また、アクセサリを組み立てたときに外郭の外に出てはならない。接地用端子に接続した導体の自由な素線は、充電部に接触してはならない。</p> <p>充電終端に接続した導体の自由な素線は、あらゆる可触金属部に接触してはならない。</p> <p>接地終端に接続した導体の自由な素線は、充電部に接触してはならない。</p> <p>箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。）</p> <p>規定の屈曲試験において、コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタの場合は、切断した導体のより線が絶縁体を貫通して可触状態になってはならない。</p> <p>箇条23 機械的強度（第1部の規定による。）</p> <p>規定の試験後、感電に対して保護する部分が緩んだり、充</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					電部に触れることができるようになってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13	箇条13 構造（第1部の規定による。） コネクタ及びプラグコネクタの接地極（コンタクト又はピン）は、本体に固定しなくてはならない。接地極と接地用端子とが一体でない場合は、それらの部分をリベット、溶接又は同様の確実な方法によって互いに固定しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 箇条15 箇条19	箇条13 構造（第1部の規定による。） コード非交換形成型アクセサリは、導体の外れた素線がその素線と、アクセサリの全ての可触外面との間の距離が要求する最小絶縁距離未満に減少することを防止する手段を備えなければならない。 規定の試験において、構造的な隙間を通る外面までの沿面距離及び空間距離は、規定値より減少してはならない。 箇条15 絶縁抵抗及び耐電圧（第1部の規定による。） 機器用カプラーは、適切な絶縁抵抗及び耐電圧をもたなければならない。 箇条19 開閉性能（第1部の規定による。） 規定の試験において、機器用カプラーは、異極充電部間又は充電部と接地回路との間にフラッシュオーバーがあってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 箇条26	箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。） コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタのねじを含むコード止めの金属部品は、接地回路から絶縁しなければならない。 箇条26 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器用カプラーは、空間距離、沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が、機器用カプラー及び相互接続カプラーの寿命中に生じる環境的影響の下において、電氣的、機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条27	箇条19 開閉性能（第1部の規定による。） 機器用カプラーは、規定の試験中にいずれの箇所にも持続するアークがあってはならない。 箇条27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 電氣的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって、著しい影響を受けてはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21	箇条21 温度上昇（第1部の規定による。） コンタクト、その他の通電部は、電流が流れて生じる温度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			上昇が過度にならないように設計しなければならない。 端子又は終端及びコンタクトの温度上昇は、45 Kを超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。） コードは、コード止めの締付ねじに接触してはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.105	第1部の第十一条第22項に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 構造 13.105 カバースプリングの要求事項 コネクタ及び機器用アウトレットのカバースプリング（一つ又は複数）は、対応するアクセサリが差し込まれていないときにカバーを素早く閉めるために、及び通常の操作で規定の開閉に耐えるために十分強力でなければならない。カバー及び付属のスプリング（一つ又は複数）は、最大限度まで開くとき損傷に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能を	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。			もち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	— 箇条29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 (第1部の規定による。) 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (第1部の規定による。) 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定す	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12	箇条12 端子及び終端（第1部の規定による。） コード交換形機器用カプラーは、規定の寸法の電線を適切に接続ができるねじ形又はねじなし形締付式接続器具を備えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条22	箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。） コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、コネクタ及びプラグコネクタのタイプに従って規定するコードのタイプ以上のコードを備え、かつ、コードは規定する公称断面積以上のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	— 箇条29 電磁両立性（EMC）要求事項（第1部の規定による。） 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.1 イミュニティー電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミュニティー試験は要求しない。	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	— 箇条29 電磁両立性（EMC）要求事項（第1部の規定による。） 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.2 エミッション—電子部品を内蔵していないアクセサリ	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.102	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.102 小売販売の説明書 小売販売のカプラーの場合、供給業者は、屋外使用に適しているかどうかの説明を、それぞれのカプラー又はアクセサリの販売包装の表面又は内部に、明確に表示しなければならない。耐候性に関する情報は、購入者にはっきりそれと分かるものでなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-3:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—